

接骨院・整骨院は (柔道整復師)

きっちり!
しっかり!

正しくかかりましょう!

接骨院や整骨院で健康保険が使える範囲は細かく規定されています。「気持ちがいいから」だけのマッサージ代わりの利用に、健康保険は使えません。健康保険が使える範囲を理解して、正しく接骨院・整骨院を利用しましょう。

健康保険は使えません!

- 慢性的な筋肉疲労からくる肩こり・腰痛
- 運動後の単なる筋肉疲労
- 病気(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど)による痛み
- 脳疾患の後遺症などの慢性病
- 症状の改善がみられない
長期の施術
内科的要因も考えられますので、
医師の診察を受けましょう。
- 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき
- 労災保険が適用される工作中や通勤途上でのケガ(雇用されている人)



リラクゼーション目的の
施術は対象外!

健康保険が使えます

- 骨折、脱臼
(応急手当以外は、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です)
- 急性の外傷性のけがによる捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)
- 負傷原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み

健康保険でかけられる範囲は、「医師や柔道整復師の診断または判断により急性または亜急性(急性に準ずる)の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫で内科的原因による疾患でないもの」とされています。